

水道施設の使用及び業務委託に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「乙」という。）は、乙が実施する印旛広域水道用水供給事業のため甲が実施している浄水加工委託に替えて、乙の申し入れにより、乙が甲の水道施設の行政財産使用許可を受け、この施設における業務を甲に委託する形態に移行することに關し、次のとおり協定を締結する。

(使用目的と使用方法)

- 第1条 乙は、自己が実施する印旛広域水道用水供給事業に必要な施設能力を確保するための施設として、甲の水道施設を使用する許可を受けるものとする。
- 第2条 前項の使用許可に係る事務処理は、甲の千葉県水道局行政財産等使用許可及び貸付規程によるものとする。
- 第3条 乙は、前項の規定により使用許可を受けた水道施設を、取水、導水、浄水及び送水等の一連処理に使用するものとする。
- 第4条 乙は、水道法第24条の3の規定に基づき水道の管理に関する技術上の業務及びその他の関連業務を甲に委託するものとする。

(使用範囲)

- 第2条 乙が使用許可を受ける水道施設は、別表に示す使用割合の範囲とする。
- 第2条 乙から使用割合等の見直しの申し入れがあった場合、甲は乙との協議に応じるものとする。

312.

- 第3条 甲は、自己の判断により、乙の使用割合にとらわれることなく効率的な施設運用を図ることができるものとする。

(使用許可期間)

- 第3条 使用許可期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの1年間とし、平成21年3月31日まで毎年度更新するものとする。

(使用料)

- 第4条 乙は、毎月、前月分の使用料について、別に定める額を甲の発行する納入通知書により納付するものとする。

(業務委託)

- 第5条 乙は、第1条4項に定める委託を行うにあたり、別途業務委託契約書を締結するものとする。

- 第2条 業務委託の期間は1年間とし、毎年度更新するものとする。

- 第3条 業務委託料は、1立方メートル当たりの単価を毎年度設定し、これに毎月の実績水量を乗じて得た額とする。

- 第4条 乙は、毎月、前月分の業務委託料について、前項に定める額に100分の105を乗じて得た額を、甲の発行する納入通知書により納付するものとする。

(規定外事項等)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義若しくは変更が生じたときは、甲乙協議の上これを定める。

(その他)

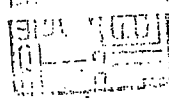
第7条 この協定は平成17年4月1日から施行する。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年3月28日

甲 千葉市中央区長洲1丁目9番1号
千葉県
千葉県水道局長 相原 茂雄

乙 佐倉市宮小路町12番地
印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 渡貫 博幸



平成17年3月28日付けで「水道施設の使用及び業務委託に関する協定書」を締結するにあたり、平成6年3月23日付けで締結した「千葉県水道事業及び印旛広域水道用水供給事業の共同建設等の実施に関する覚書」及び平成8年3月25日付けで締結した「千葉県水道事業及び印旛広域水道用水供給事業の共同建設等の実施に関する覚書」の一部を改正する覚書については、県内水道のあり方に関する検討結果や水需要の動向を踏まえて見直すこと、また、協定書で締結した事項の詳細については、別紙のとおりであることを確認する。

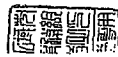
平成17年3月28日

甲 千葉市中央区長洲1丁目9番1号

千葉県

千葉県水道局長

相原 茂雄



乙 佐倉市宮小路町12番地

印旛郡市広域市町村圏事務組合

管理 者

渡貫 博孝

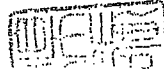


2 業務委託料について

- (1) 業務委託料は、1立方メートル当たりの単価を設定し、この単価に前月分の実績水量を乗じた月額（税込み）とする。ただし、単価の精算は行わない。
- (2) 業務委託料における単価は、次式により設定する。
 (業務委託料：単価) = (基礎金額) ÷ (年間実績総給水量)
 ※ 上記式により求めた金額を小数点以下四捨五入し、円単位とする。
 ① 基礎金額は、直接委託費と一般管理費を含み、契約対象年度の前年度当初予算費用（税抜き）を適用する。
 ア 直接委託費は、次の費用に負担割合を乗じて算出する。
 ・ 柏井浄水場及び北総浄水場の運営費
 ・ 水質センターの運営費、減価償却費及び企業債利息
 ・ 送配水管管理費として、全ての水道事務所の配水費に係る人件費、技術部給水課及び全ての水道事務所が計上する修繕費、委託料及び賃借料
 ・ 負担割合は、「年間実績総給水量」の割合を基本とする。
 イ 一般管理費は、直接委託費の1/10とする。
 ② 年間実績総給水量は、契約対象年度の前々年度の実績とする。

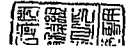
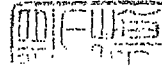
1 行政財産使用料について

- (1) 使用料は、「平成17年4月1日から平成21年3月31日まで」の期間内において定額とする。
- (2) 使用料率は、行政財産の一体使用となる特殊性を有するため、千葉県水道局行政財産等使用許可及び貸付規程第8条第3項を適用し、千葉県水道局長が定めるところにより、土地については一月につき「4/1000」、土地以外については一月につき「10/1000」とする。
- (3) 施設の使用料は、次式により算定する。
 (使用料月額) = (施設の評価額) × (施設の使用割合) × (施設の使用料率)
 ① 施設の評価額は、甲の平成15年度帳簿価格（建設工事フレッター適用）から補助金相当額（建設工事フレッター適用）を控除した額とする。
 ② 施設の使用割合は、平成20年度フルプラン年間総給水量を基に甲及び乙の各施設における給水量を定め、乙の使用割合を算定する。
 (4) 土地の使用料は、次式により算定する。
 (使用料月額) = (土地の評価額) × (土地の使用割合) × (土地使用料率)
 ① 土地の評価額は、国の地価公示価格、県の基準値の標準価格（地価調査）及び近傍類の価格等を参考とした平成16年度価格とする。
 ② 土地の使用割合は、施設の使用割合に準じる。



別表 乙が使用許可を受ける水道施設

区分	施設の内容	この使用割合
取水施設	木下取水場関連施設	182/1000
導水施設	木下～柏井線導水管	194/1000
	木下～北総線導水管	155/1000
	北総浄水場関連施設	155/1000
浄水施設	柏井浄水場関連施設	194/1000
	配水施設(全体)	142/1000
送・配水施設	成田給水場関連施設	228/1000
	北総～成田線	410/1000
	成田～空港線	228/1000
	千葉NT線	104/1000
	柏井～北船橋線	353/1000
用地	使用許可を受ける施設に関連する用地(ただし、導水管及び送・配水管に係る土地は除く。)	各施設の使用割合



既存水源の有効活用を図る水源調整計画の了解について

平成15年3月6日

既存水源の有効活用を図る水源調整は、本書添付の計画書を基本とし、実施することについて、千葉県総合企画部、千葉県企業庁、千葉県水道局、千葉市、北千葉広域水道企業団、及び印旛郡市広域市町村圏事務組合は了解する。

なお、本計画の基本事項は、下記のとおりである。

記

千葉県企業庁は、房総臨海地区工業用水道事業が保有する水源の一部を水道用に転用し、既存水源の有効活用を図る。

千葉県水道局は、北千葉広域水道企業団の不足する水源の確保を図るため千葉県企業庁の水源を取得し、千葉県水道局の保有水源を北千葉広域水道

企業団に地域間水源融通を行う。

3. 千葉市は、不足する水源確保を図るため千葉県企業庁の水源を取得する。

4. 北千葉広域水道企業団は、不足する水源確保を図るため江戸川で取水可能な水源を千葉県水道局から取得するものとする。なお、北千葉広域水道企業団の水源取得に係る負担額は、思川開発事業相当の負担額を上限とする。

5. 千葉県水道局と千葉市は、長柄ダムを取水地点とする浄水場等を共同建設及び共同管理を行い水道施設の効率的整備を図る。なお、転用水源は、浄水場稼働までの間、取水地点を変更して既存施設で利用できるものとする。

6. 印旛郡市広域市町村圏事務組合は、柏井浄水場内に計画している浄水場建設を中止し、不足する供給量を千葉県水道局の施設利用で対応する。

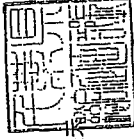
7. 印旛郡市広域市町村圏事務組合の千葉県水道局の施設利用に係る費用及び浄水加工から施設貸借への供給形態移行については、今後の協議とする。

8. 千葉県総合企画部は、本計画の実施において千葉県水道局に負担増加が生じないよう出資金等による資金措置を講じる。

9. 千葉県総合企画部は、千葉県全体の視点から既存水源の有効活用による水源投資額の抑制及び千葉県の目標とする水道整備形態等を踏まえた効果的整備を促進するとともに、本計画を推進するため国の関係機関を含めた関係者との総合調整を行う。

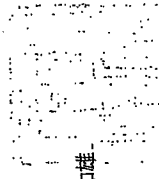
千葉県総合企画部長

田辺 英



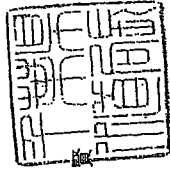
千葉県企業庁長

松戸 和雄



千葉県水道局長

椎名



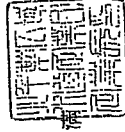
千葉市企画調整局長

三上



北千葉広域水道企業団企業長

吉崎



印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者

長谷川

